

改正養蜂振興法が25年1月から施行されています

ミツバチの飼育者は、毎年、1月中に「蜜蜂飼育届」を、住所地の都道府県に提出してください。（手数料はかかりません。）

採蜜した蜂蜜等を販売せず、自家消費のみの方も飼育届を提出してください。



ただし、採蜜した蜂蜜等は販売せず、自家消費のみの方で、かつ、花粉交配用に使用する時期だけミツバチを飼育される方は、届出不要です。

花粉交配に必要な群数のミツバチを、数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育する方で、蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない方に限ります。

なお、巣箱や巣洞等を設置しないで、野生のニホンミツバチの自然巣から、蜂蜜等を採取するだけで、ニホンミツバチを飼育していない方は、届出不要です。

- ・ミツバチ飼育にあたっては適切な衛生管理をお願いします。
- ・ミツバチに異常がある場合は、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。



| 窓口 | 担当係 | 電話 |
|------------------------|--------|---|
| (届出) 栃木県農政部畜産振興課 | 生産流通担当 | 028-623-2347 |
| (衛生管理) 栃木県県央家畜保健衛生所 | 防疫課 | 028-689-1200 (宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、芳賀町、益子町、市貝町、茂木町、塩谷町、高根沢町) |
| 栃木県県南家畜保健衛生所 | 防疫課 | 0282-27-3611 (足利市、佐野市、栃木市、小山市、下野市、壬生町、岩舟町、野木町) |
| 栃木県県北家畜保健衛生所 | 防疫課 | 0287-36-0314 (大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町) |

